

神戸市長 様

申請年月日 年 月 日

【神戸市】移住支援金交付申請書

神戸市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「神戸市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「神戸市移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、神戸市に居住し、かつ、就業または起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所・現住所への転入日

住所	〒
転入日	

(裏面あり)

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 移住支援金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び〇〇市使用欄) (求人管理番号または【起業】管理コード)	
---	--

<添付書類>

- 【全ての方】** ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
 ・「現住所の住民票および移住元の住民票の除票」, または「戸籍附票の写し」
 (移住元での在住地, 在住期間, 現住所を確認できる書類。世帯の申請をする場合は, 申請者を含む2人以上の世帯員のもの。)

- 【東京23区への通勤者であった方】** 東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等
 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- 【移住支援金 (就業) の場合】** 就業証明書 (移住支援金の申請用)

- 【移住支援金 (起業) の場合】** 兵庫県ふるさと起業・移転促進事業 (東京23区枠) 交付決定通知書の写し

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 神戸市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び神戸市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、神戸市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に神戸市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 神戸市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に神戸市以外の市区町村に転出した場合：半額

ただし、2(2)及び(6)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(様式1別紙2)

神戸市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

兵庫県及び神戸市は、神戸市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、兵庫県及び神戸市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、兵庫県及び神戸市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

神戸市移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

神戸市移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（1）（2）のいずれにも該当している必要があります。

（1）次のいずれかに該当している。

- a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

（※）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。

（2）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

年 月 日

神戸市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
求人管理番号	※マッチングサイトへの求人登録の際に発行された番号をご記入ください。
勤務者からの応募 受付年月日	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取 締役などの経営を担う 者との関係	3親等以内の親族に該当しない

神戸市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、兵庫県及び神戸市の求めに応じて、同兵庫県及び神戸市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 〇〇円

振込予定 令和〇年〇月〇ごろ

(備考)

- 1 神戸市は、神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で神戸市以外の市区町村に転出した場合：全額 (※)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・神戸市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に神戸市以外の市区町村に転出した場合：半額 (※)

(※) 移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

- 2 交付決定後も、現況の確認のため、以下の書類を提出してください。
 - ・交付決定を受けた者は、移住支援金の申請日から5年後の年度末までは、毎年3月中に現況届(様式第6号)(住民票の写しを添付)
 - ・第3条第2号の要件に基づき移住支援金を申請した者にあつては、移住支援金の申請日から1年を経過した後に、就業証明書(様式第2号)

- ・ 移住支援金の申請日から5年を経過するまでは、移住支援金の支給を受けた者が神戸市から転出しようとする場合は、転出報告書（様式第8号）
- 3 神戸市は、神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、神戸市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 4 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。
- 5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
(求人管理番号または【起業】管理コード)	

神戸市長 様

申請年月日 年 月 日

【神戸市】移住支援金再交付申請書

神戸市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

移住支援金の種類		就業		起業
----------	--	----	--	----

3 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び〇〇市使用欄） （求人管理番号または【起業】管理コード）	
--	--

<添付書類>

【就業の場合】就業証明書（移住支援金の申請用）

【起業の場合】ふるさと起業・移転促進事業（東京23区移住者枠）交付決定通知書の写し

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書 [再交付]

神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 〇〇円

〇振込日 令和〇年〇月〇日

(備考)

- 1 神戸市は、神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で神戸市以外の市区町村に転出した場合：全額 (※)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・神戸市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に神戸市以外の市区町村に転出した場合：半額 (※)

(※) 移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

- 2 交付決定後も、現況の確認のため、以下の書類を提出してください。
 - ・交付決定を受けた者は、移住支援金の申請日から5年後の年度末までは、毎年3月中に現況届(様式第6号)(住民票の写しを添付)
 - ・第3条第2号の要件に基づき移住支援金を申請した者にあつては、移住支援金の申請日から1年を経過した後に、就業証明書(様式第2号)
 - ・移住支援金の申請日から5年を経過するまでは、移住支援金の支給を受け

た者が神戸市から転出しようとする場合は、転出報告書（様式第8号）

- 3 神戸市は、神戸市移住支援金交付要綱の規定に基づき、神戸市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 4 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード)	
-------------------------------	--

現 況 届

年 月 日

神戸市長 様

届出人 (移住支援 金受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号 ※必ず記入してください。
	氏 名	印		

現在の住所	〒
-------	---

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※神戸市での居住が確認できない場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、既に交付した移住支援金の返還を命じる場合があります。

※移住支援金の申請日から5年以内に神戸市から転出する場合は、移住支援金の返還対象になります。

転出報告書

年 月 日

神戸市長 様

次のとおり、神戸市から転出しますので、報告します。

なお、この報告に関し、居住状況について、市長が関係機関に報告を求め、及び立入調査を行うことに同意します。

届出人 (移住支援 金受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号 ※必ず記入してください。
	氏名	印		

新住所	〒
旧住所	〒

転出年月日	年 月 日
-------	-------

※移住支援金を受給した神戸市から転出する場合、移住支援金の申請を行った担当課に、必ずこの転出報告書をご提出ください。

※神戸市内での居住が確認できない場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、既に支給した移住支援金の返還を命じる場合があります。

※移住支援金の申請日から5年以内に神戸市から転出する場合は、移住支援金の返還対象になります。

第 号
年 月 日

様

神戸市長 久元 喜造

神戸市移住支援金支給決定取消通知書

年 月 日付第 号で支給を決定した移住支援金について、神戸市移住支援金支給事業実施要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の支給決定の全部（又は一部）を取り消したので通知します。

既に受領している移住支援金については、神戸市移住支援金支給事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり、返還してください。

1 移住支援金の支給決定の取り消し

取消の内容	移住支援金の支給の決定の全部（または一部）
取消の理由	

2 移住支援金の返還すべき金額

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日